

～CONTENTS～

- ・保険料が変わります
- ・保険料減額申請について
- ・オンライン資格確認について
- ・認定証等の再発行について
- ・豪雨災害に係る一部負担金免除
- ・遠学の届出について
- ・Q&Aコーナー
- ・お知らせ

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

令和3年4月より、保険料が変わります

●後期高齢者支援金

全ての被保険者
(0歳以上75歳未満)

4,100円
新

← **4,400円**
旧

保険料の月額

令和3年度の保険料

種別	介護 保険料	月額	内訳		
			医療保険	後期高齢者支 援金	介護保険
甲種組合員	あり (40歳以上)	24,900 + 所得割額	16,000 + 所得割額	4,100	4,800
	なし (40歳未満)	20,100 + 所得割額	16,000 + 所得割額	4,100	
乙種組合員	あり	17,400	8,500	4,100	4,800
	なし	12,600	8,500	4,100	
乙種組合員 (勤務医)	あり	20,400	11,500	4,100	4,800
	なし	15,600	11,500	4,100	
家族 (甲・乙種)	あり	12,900	4,000	4,100	4,800
	なし	8,100	4,000	4,100	

※甲種組合員は、前年の医業収入によって、申請すれば減額される場合があります。
詳細は、次ページに掲載しております「保険料の減額申請について」のお知らせをご覧ください。

令和3年度 保険料減額申請について(再掲)

甲種組合員の均等割保険料(16,000 円)は、前年の医業収入の基準(1,500 万円未満)により申請されると減額になります。

下表の①と②に該当される場合は毎年度手続きが必要になりますので、『保険料減額申請書』に『令和 2 年分の所得税の確定申告書B』の写し(税務署の受付印があるもの)を必ず添えて申請してください。ただし、医療法人の申請には、別途医業収入がわかる書類の添付が必要になりますので、ご注意ください。

なお、令和3年度保険料の減額申請については、月末まで(必着)にご提出いただくと次月分保険料から適用されます。

ご不明な点がございましたら、組合(Tel096-343-0419)までご連絡ください。

	減 額 基 準	均等割保険料 16,000 円	申 請 方 法
①	前年の医業収入が 500 万円以上 1,500 万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。	申請により 13,500 円	【提出書類】 ①保険料減額申請書 ②「前年分の所得税の確定申告書 B」の写し(税務署の受付印があるもの) ※電子申告の場合は、電子申告とわかるものを添付すれば受付印がなくても可。
②	前年の医業収入が 500 万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。	申請により 12,000 円	【提出書類】 ①保険料減額申請書 ②「前年分の所得税の確定申告書 B」の写し(税務署の受付印があるもの) ※電子申告の場合は、電子申告とわかるものを添付すれば受付印がなくても可。

【注意事項】

- 前年の医業収入の基準とは、「令和 2 年分の所得税の確定申告書 B」の「収入金額等」の「事業」の「営業等」欄の金額が 1,500 万円未満のことで、申請される際には、必ず該当されるか否かご確認くださいませようお願いいたします。
- 下記に該当する場合、すでに申請している方は毎年度手続きする必要はありません。
 - ・同一診療所に甲種組合員が 2 人以上いる場合(2 人目以降の甲種組合員)
 - ・診療所を閉院されている場合

・『保険料減額申請書』が必要な場合は、組合までご連絡ください。

オンライン資格確認が始まります

本組合では4月1日よりオンライン資格確認対応可能な被保険者証を発行しております。今までの保険証を利用すると被保険者記号番号が違うためオンライン資格確認ができません。**古い保険証は必ず本組合まで返送**していただきますようお願いいたします。また、オンライン資格確認は始まりますが**今まで通り「加入・喪失の手続き」は速やかに**お願いいたします。

【レセプト処理のご担当の方へ】

歯科医師国保の保険証を利用されている方は、4月より保険証の記号番号が変わっております。患者様として来院された場合、レセプト請求の際には十分ご注意くださいようお願いいたします。(自家診療も含む)

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

資格を喪失(退職等)された時点で、被保険者証は使用できません。

(過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ口座引き落とし依頼をします。事務手続上、**毎月5日頃には異動処理を一旦締め切り、5日以降の異動処理分は翌月の保険料で調整させていただきます。**(領収書の異動に係る調整の欄参照)なお、加入・喪失の場合の保険料徴収について、以下のとおりです。

- ◇ **加入**の場合の保険料は
月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。
- ◇ **喪失**の場合の保険料は
月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。

加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いしま

す。

認定証等の再発行について

本組合ではオンライン資格確認へ向けて、保険証の記号・番号を変更いたしました。それに伴い、本組合より発行している**認定証等も併せて新被保険者番号へ変更**いたします。

下記認定証等で必要なカードがありましたら本組合までご連絡下さい。

- 高齢受給者証
- 限度額・減額適用認定証
- 特定疾病療養受療証

令和2年7月豪雨災害に係る一部負担金免除

本組合では令和2年7月豪雨にて被災し、罹災証明書を発行された被保険者に**医療費の一部負担金の免除**が延長となりました。

期間:令和2年7月4日～令和3年6月診療分まで

＜これから医療機関を受診される方＞

一部負担金免除証明書が必要です。免除証明申請書をお送りいたしますので本組合までご連絡下さい。届きましたら**免除証明申請書と罹災証明書(コピー可)**をご提出ください。

＜既に医療機関を受診され一部負担金免除を支払われた方＞

一部負担金の還付ができます。還付申請書をお送りいたしますので本組合までご連絡下さい。

届きましたら**還付申請書と領収書(コピー可)**をご提出ください。

組合員と住所が異なる学生について

④国民健康保険法第116条該当・非該当届出

組合員と住所が異なる場合であっても、その理由が修学によるものであれば、「国保法第116条該当届」を提出いただくことにより被保険者となることができます。

また、**住所を同一世帯へ戻す場合は「国保法第116条該当届」**をご提出下さい。

該当届……**在学証明書添付**

非該当届……**組合員本人との同一世帯の住民票添付**

※申請書はHPよりダウンロード可能です。



こんな時どうするの？

Q. 退職した後に歯科医師国保を辞めた証明書が欲しいです。

A. 本組合では喪失届と保険証を返送いただいた後にご希望される方には「喪失証明書」を発行しております。

喪失届と保険証を郵送される際にメモ書きで構いませんので発行希望の旨と送付先をご記載ください。喪失届の受理後に郵送にてお送りします。

Q. 新しい保険証が届いたけど古い保険証はどうしたらいいの？

A. 古い保険証は確実に全員の分を回収していただき、同封しております返信用封筒にて本組合へ返送いただきますようお願い申し上げます。

ハサミで切ったりシュレッダー等につけないようお願いいたします。

国民健康保険被保険者証の送付

保険証を同封しております。確実にご本人様に行き届くようお願い致します。

また、ご本人様・ご家族様全員の旧保険証の回収もお願い致します。

令和3年度 自家診療給付制限について

自家診療における歯冠修復については、充填並びにインレーまでを認め、補綴(義歯・義歯の修理・ブリッジ・冠・支台築造等)は、一切給付の対象とならない。歯周疾患治療全般(ただし、P急性期の切開、投薬、抜歯は給付)、歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料及び甲種組合員、甲種・後期高齢組合員家族、乙種組合員への薬剤情報提供料も給付の対象とならない。また、同一法人内や系列の歯科医院等で受診した場合においても給付の対象とならない。

『医療費通知』(令和2年11月～12月診療分)について

2年11月～12月に医療機関に受診された方には、医療費通知(別添のハガキ)を4月5日発送の熊本県歯科医師会の定期発送物に同封いたします。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封いたしますので、直接ご本人にお渡しください。また、退職された方が在籍中に診療された医療費通知も同封しております。ご郵送頂くようお願い致します。

令和3年度『組合事業内容』の送付

令和3年度の組合事業内容(別添のA3サイズ)を1枚同封しております。お目通しいただき、この「国保だより」と同様に従業員の方にもご回覧ください。なお、県歯会ホームページからも閲覧できます。